

令和3年6月15日

農業委員会総会会議録

注： この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

柳井市農業委員会

第 1 2 回農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和 3 年 6 月 1 5 日 (火) 午前 9 時

2 開催場所 柳井市役所 3 階大会議室

3 出席委員	1 番 大崎 正男 君	2 番 下土井 進 君
	3 番 岡本 幸子 君	4 番 吉弘 功 君
	5 番 原田 淳一 君	6 番 中元 茂雄 君
	7 番 勝本 澄人 君	8 番 榎本 正男 君
	9 番 岩政 幸人 君	1 0 番 寺西 久美子 君
	1 1 番 鈴木 喜義 君	1 2 番 齋藤 貴之 君
	1 3 番 宮本 三雄 君	

4 欠席委員

5 説明のため出席した者

事務局 長	下前 真一 君
事務局次長	松村 和裕 君

6 記事ならびに議事録調整者

職 員	伊藤 義人 君
-----	---------

会議に付議した事項

- | | |
|----------|--|
| 議案第 50 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 議案第 51 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 議案第 52 号 | 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第 53 号 | 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第 54 号 | 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業） |
| 議案第 55 号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案の決定について |
| 議案第 56 号 | 農用地利用計画の一部変更について |
| 議案第 57 号 | 令和 2 年度農業委員会活動の点検・評価（案）及び令和 3 年度活動計画（案）について |

第12回農業委員会総会次第

- 議長 宮本君 それでは、第12回の農業委員会総会を開会いたします。
出席委員は、13名中の13名全員で、総会は成立しております。
- 議長 宮本君 会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員は、会議規則第16条の規定により、議長において
岩政委員、大崎委員にお願いいたします。
次に、会期についてお諮りいたします。
本会議の会期は、本日一日限りとしたいと思います。ご異議ござい
ませんか。
（異議なしの声あり）
異議なしと認めます。
よって会期は、本日一日限りと決定いたします。
- 議長 宮本君 それでは、ただいまより議事に入ります。
議案第50号を上程します。
事務局からの議案の説明をお願いいたします。
- 局長 下前君 議案第50号 農地法第3条第1項の規定による許可申請につい
て、申請人 外1名（田 3, 260㎡ 畑 3, 322㎡）から別紙
調書のとおり農地所有権等取得のため、農地法第3条第1項の規定に
よる申請があったので、許可の可否について意見を求めます。
令和3年6月15日提出 柳井市農業委員長 宮本 三雄
調書につきましては、松村次長が説明いたします。
- 次長 松村君
（3条-1） 調書に基づきまして、ご説明申し上げます。
整理番号1番でございます。
申請地は、●●●番● 地目 田 面積604㎡ 外1筆 合計
田 1, 758㎡です。
利用状況は休耕です。権利の種類は所有権の移転です。
渡人は、現在、申請地から遠距離に居住しており、耕作管理が困難な
ため譲り渡すものです。
受人は、渡人の要望に応じるものです。
取得後の経営面積ですが、取得に合わせて農地2, 449㎡を賃貸
借する計画で、経営面積は3, 641㎡となります。
賃借権の案件につきましては、議案第52号でご審議いただくこと
としています。
申請地は、位置図に示していますが、●●から北へ約5.3kmの距
離にある●●に沿った農地及び●●から北へ約4.5kmの距離にあ

る●●に沿った農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次長 松村君
(3条-2)

続きまして整理番号2番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積1,502㎡ 畑 3,322㎡です。

利用状況は休耕です。権利の種類は所有権の移転です。

渡人は、高齢により耕作管理が困難なため譲り渡すものです。

受人は、会社を退職後に農業経営を検討しており、この度、仲間4～5人で柿、ブルーベリー、みかん等柑橘を栽培する計画です。また、田を畑として利用するため、畑造の届出も出ております。

申請地は、位置図に示していますが、●●から北東へ約1kmの距離にある●●に沿った農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

整理番号1番につきましては、●●委員、お願いいたします。

●番 ●●君

今、事務局の方から詳しい説明がございましたように、先般2日の日に関係農業委員と最適化推進委員、それから事務局の皆様方と現地を確認いたしました。が、許可要件すべて満たしておられまして、特に問題ございませんので、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 宮本君

整理番号1番につきまして、他に質疑はございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

議長 宮本君

次に、整理番号2番につきまして、●●委員、お願いします。

●番 ●●君

整理番号2番の件ですが、田んぼ並びに畑につきまして、畑に現在真砂土を入れて、きれいに造成されている状況になっております。グループで4～5人で果樹なんかを栽培したいという意向のようです。

現時点で特に問題ないというふうに判断しています。よろしくお願いします。

議長 宮本君 整理番号2番につきまして、他に質疑はございませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)
質疑なしと認めます。

議長 宮本君 質疑を終了しまして、1番と2番につきまして、原案のとおり可決・承認することについて、ご異議がない方は挙手をお願いいたします。
(全員異議なく挙手)
全員挙手と認めます。
よって、議案第50号については、可決・承認と決します。

議長 宮本君 続きまして議案第51号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君 議案第51号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、申請人 外6名(田 16, 196㎡)から別紙調書のとおり農地転用を目的とする所有権等取得のため、農地法第5条第1項の規定による申請があったので、許可の可否について意見を求めます。
令和3年6月15日提出 柳井市農業委員会長 宮本 三雄
調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君
(5条-1) 整理番号1番でございます。
申請地は、●●●番● 地目 田 面積982㎡ 外3筆 合計田 2, 847㎡です。
権利の種類は、賃借権の設定です。
借人は、●●に本店を置くドラッグストアチェーン経営を営む法人で、申請地においてドラッグストアの店舗を建設するものです。
貸人は、借人の要望に応じ貸し出すものです。
申請地は、位置図に示していますが、●●から北へ約1.2kmの距離にある●●に沿った農地です。
本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号1番の農地区分は、公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。
なお、許可については開発許可と同時施行といたします。

次長 松村君
(5条-2) 続きまして整理番号2番でございます。
申請地は、●●●番● 地目 畑 面積28㎡です。

受人は、●●に居住する個人で、自己用住宅を建設するにあたり、進入路を拡張するものです。

渡人は、遠隔地に居住し、耕作管理が困難なため、譲り渡すものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から北東へ720mの距離にある●●に沿った農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号2番の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地内にある農地であり、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則第33条第1項4号の集落接続に該当し、許可の対象となるものです。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

次長 松村君
(5条-3)

続きまして整理番号3番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積1,484㎡ 外1筆 合計 田 5,055㎡です。

受人は、●●で太陽光発電事業を営む法人で、売電収入を見込みパネル設置面積1,892.24㎡、発電出力249.9kwを建設するものです。

渡人は、受人の要望に応じて譲り渡すものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から南西へ1.1kmの距離にある、●●から南へ50mに位置する農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号3番の農地区分は、公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

次長 松村君
(5条-4)

続きまして整理番号4番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積1,844㎡です。

受人は、●●で太陽光発電事業を営む法人で、売電収入を見込みパネル設置面積561.95㎡、発電出力49.5kwを建設するものです。

渡人は、受人の要望に応じ譲り渡すものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から南へ800mの距離にある●●から東へ60mに位置する農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号4番の農地区分は、公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

次長 松村君
(5条-5)

続きまして整理番号5番でございます。
申請地は、●●●番● 地目 田 面積2,757㎡ 外1筆 合計 田 3,528㎡です。
受人は、整理番号4番と同じ法人で、売電収入を見込みパネル設置面積1,625.95㎡、発電出力250.0kwを建設するものです。
渡人も整理番号4番と同じで、受人の要望に応じ譲り渡すものです。
申請地は、位置図に示していますが、●●から南へ800mの位置にある●●から東へ60mに位置する農地です。
本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号5番の農地区分は、公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。
「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

次長 松村君
(5条-6)

整理番号6番でございます。
申請地は、●●●番● 地目 田 面積2,922㎡、畑 161㎡です。
受人は、●●に本店を置く土木建設業を営む法人で、申請地において資材置場を建設するものです。
渡人は、受人の要望に応じ譲り渡すものです。
申請地は、位置図に示していますが、●●から南へ660mの距離にある●●に沿った農地です。
本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号6番の農地区分は、公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。
「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

次長 松村君
(5条-7)

続きまして整理番号7番でございます。
申請地は、●●●番● 地目 畑 面積563㎡です。
受人は、●●で不動産業を営む法人で、釣り客のための貸駐車場を建設するものです。
渡人は、受人の要望に応じ譲り渡すものです。
申請地は、位置図に示していますが、●●から南へ4.4kmの距離にある●●に沿った農地です。
本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号7番の農地区分は、公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。
「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。
以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

1 番につきましては、●●委員、お願いいたします。

●番 ●●君

6 月 2 日に関係農業委員、最適化推進委員 4 名と農業委員会事務局とで現地を確認いたしまして、場所はさっき申しあげましたように●●で、ちょうど●●がちょうど東にありまして、西側は●●がありまして、その中間になりますが、いろんな諸条件等につきまして、また、現地の確認等をいたしましてですね、別に問題ございませんので、皆さん方のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 宮本君

整理番号 1 番につきまして、他に質問はございませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)
異議なしと認めます。

議長 宮本君

次に、整理番号 2 番については、●●委員、お願いします。

●番 ●●君

5 月の 31 日に関係委員及び推進委員、事務局の方と現地を調査いたしましたが、新しい住宅ができるようで、その進入路の拡幅ということで、問題ないという判断をいたしましたので、よろしくお願いいたします。

議長 宮本君

整理番号 2 番につきまして、他に質問はございませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)
異議なしと認めます。

議長 宮本君

次に、整理番号 3 番につきましては、●●委員、お願いいたします。

●番 ●●君

3 番の案件ですが、場所的には●●の付近の田んぼになるんですが、現状はもうあの地域、非常に湿田で、周辺ほとんど葦が生えている状況になっていますので、そこに太陽光パネルを設置するということが、特に周囲に与える問題はないと判断しています。よろしくお願いします。

議長 宮本君

整理番号 3 番につきましては、何か質問はございますでしょうか。
(異議なしの声あり)
異議なしと認めます。

議長 宮本君

次に、整理番号 4 番から 6 番までは、●●委員、お願いいたします。

●番 ●●君

まず、整理番号 4 番、5 番ですが、両方とも同一人物だということ

で、以前からこの周りがほとんど太陽光発電で埋まっております、ここの二つの案件だけが残っていた状態で、すべてこれでその一帯が太陽光発電というふうな状況の場所なので、周りに及ぼす影響は何ら問題ないと思っております。続きまして6番の案件ですが、●●のすぐ下の土地ですが、以前から資材置き場として使用していたような流れで、始末書も添付されてあると思いますが、何ら周りに及ぼす影響はありません。周りもほとんど耕作をしていないような状況の場所で、排水関係も問題ありません。

議長 宮本君 整理番号4番から6番まで、質問はございますでしょうか。
(質疑なしの声あり)
整理番号4番から6番については、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 続きまして、整理番号7番につきまして、●●委員、お願いします。

●番 ●●君 整理番号7番につきまして、5月31日に●●委員及び事務局と現地確認を行いました。場所は●●のすぐ近くです。●●に沿った農地であり、周りの農地に影響がないことを確認しております。よろしくをお願いします。

議長 宮本君 整理番号7番について、質問はございますでしょうか。
(質疑なしの声あり)
質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、整理番号1番から7番 議案第51号について、原案のとおり可決・承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。
(全員異議なく挙手)
全員挙手と認めます。
よって、議案第51号については、可決・承認と決めます。

議長 宮本君 続きまして議案第52号を上程します。
事務局からの説明をお願いします。

局長 下前君 議案第52号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
別紙調書のとおり農用地利用権等設定のため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、この会の意見を求めます。
令和3年6月15日提出 柳井市農業委員会長 宮本 三雄
調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君

それでは、農用地利用集積一覧表をご覧ください。

市長より、令和3年6月15日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。4件、11筆、20,917㎡の更新新規・新規の利用権の設定でございます。

議案第50号でご審議いただきました3条許可申請の申請者の利用権設定は整理番号3番でございます。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の経営面積・従事日数などの各要件を満たしていると考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。

それでは、議案第52号についてご審議をお願いします。

質疑は、ございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了しまして、議案第52号については、原案のとおり可決・承認することについて、ご異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第52号については、可決・承認と決めます。

議長 宮本君

続きまして議案第53号を上程します。

事務局の説明をお願いします。

局長 下前君

議案第53号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

別紙調書のとおり所有権移転のため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、この会の意見を求めます。

令和3年6月15日提出 柳井市農業委員会 会長 宮本 三雄

調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君

それでは、農用地利用集積一覧表をご覧ください。

市長より、令和3年6月15日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。2件、8筆、12,643㎡の所有権移転でございます。

本件は、農業経営基盤強化促進法に基づく農地中間管理事業の特例事業としての農地売買事業を活用した売買でございます。今回は特に土地改良事業における担い手への農地集積を目的としており、国営緊

急農地再編整備事業南周防地区伊保庄換地区内における農地の売買で
ございます。

利用権の設定と同じように、農地中間管理機構であるやまぐち農林
振興公社を経由する方法で、農地の出し手から公社が一時的に買い入
れ、登記終了後、公社から受け手に売り渡すものでございます。

1 番につきましては、一時的に公社が買い取った農地を担い手に売
り渡すものです。

2 番につきましては、土地所有者から一時的に公社が買い取るもの
です。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。

それでは、議案第 5 3 号についてご審議をお願いします。

質疑は、ございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

異議なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了して、議案第 5 3 号について、原案のとおり可
決・承認することについて、ご異議がない方は挙手をお願いいたしま
す。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第 5 3 号については、可決・承認と決します。

議長 宮本君

続きまして、議案第 5 4 号を上程します。

事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君

議案第 5 4 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定によ
る農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）

別紙調書のとおり農用地利用権等設定のため、農業経営基盤強化促
進法第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、柳井市長より別紙のとおり意見
を求められたので、この会の意見を求めます。

令和 3 年 6 月 1 5 日提出。柳井市農業委員会長 宮本 三雄

調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君

それでは、農用地利用集積計画一覧表【農地中間管理事業】をご覧く
ださい。市長より、令和 3 年 6 月 1 5 日付けで農用地利用集積計画の
決定を求められています。

山口県農地中間管理機構として農地中間管理事業を実施する公益財
団法人やまぐち農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画です。

以上の計画申請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしていると考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。
それでは、ご審議願います。
質疑は、ございませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)
質疑なしと認めます。

議長 宮本君

質疑を終了して、議案第54号について、原案のとおり可決・承認することについて、ご異議がない方は挙手とお願いいたします。
(全員異議なく挙手)
全員挙手と認めます。
よって、議案第54号については、可決・承認と決めます。

議長 宮本君

続きまして、議案第55号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君

議案第55号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の決定について
別紙調書のとおり農用地利用配分計画案決定のため、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、柳井市長より別紙のとおり意見を求められたので、この会の意見を求めます。
令和3年6月15日提出 柳井市農業委員会 会長 宮本 三雄
調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君

農用地利用配分計画一覧表(案)をご覧ください。
市長より、令和3年6月15日付けで農用地利用配分計画案の決定を求められています。
計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人やまぐち農林振興公社の申請により、市が公社に提出するものです。
なお、本配分計画案の決定後、議案第54号の農用地利用集積計画の公告により、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、県知事が利用配分計画を認可し、公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れとなります。
以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。

それでは、ご審議願います。
何か質疑はございますでしょうか。
(質疑なしの声あり)
質疑なしと認めます。

議長 宮本君 質疑を終了し、議案第55号については、原案のとおり可決・承認することについて、ご異議がない方は挙手をお願いいたします。
(全員異議なく挙手)
全員挙手と認めます。
よって、議案第55号につきましては、可決・承認と決します。

議長 宮本君 続きまして、議案第56号につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与が制限されますので、●●委員は議事に参与しないこととします。
事務局からの説明をお願いいたします。

局長 下前君 議案第56号 農用地利用計画の一部変更について(用途変更)
農業振興地域の整備に関する法律施行令第3条の2第2項において準用する同条第1項の規定により、柳井市長より別紙のとおり意見を求められたので、この会の意見を求めます。
令和3年6月15日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄
調書につきましては、松村次長が説明します。

次長 松村君 農用地利用計画の変更に係る調書に基づきまして、ご説明申し上げます。
(用途変更－1 番号1) 番号1でございます。
申請地は、●●●番● 地目 田 面積 2,535㎡の内1,000㎡です。
変更後の用途は、農業用施設です。
変更理由及び用途は、農機具や乾燥調製施設などの農業用施設を整備するものであり、具体的な計画があり、規模も適当と判断されます。
周辺農地へ及ぼす影響もなく、支障がないと認められます。
申請地は、位置図に示してありますが、●●から南に1.3kmの距離にある●●から北へ40mに位置する農地です。
以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君 以上で、補足説明を終わります。
ご審議をお願いいたします。
番号1番につきまして、●●委員、お願いいたします。

●番 ●●君

5月の31日に関係委員と事務局と現地確認を行いました。事務局から説明があった通り、変更理由は農業用施設の建設であり、周りの農地の影響もないことを確認しております。どうぞよろしくお願いします。

議長 宮本君

番号1番について、何か他に質疑はございますでしょうか。
(質疑なしの声あり)
質疑なしと認めます。

議長 宮本君

質疑を終了して、整理番号1番 議案第56号について、原案のとおり可決・承認することについて、ご異議がない方は挙手をお願いいたします。
(全員異議なく挙手)
全員挙手と認めます。
よって、議案第56号については、可決・承認と決めます。

議長 宮本君

続きまして議案第57号を上程します。
事務局の説明をお願いします。

局長 下前君

議案第57号 令和2年度農業委員会活動の点検・評価(案)及び令和3年度活動計画(案)について
農業委員会の適正な事務実施について(平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知)に基づき、地域の農業者等からの意見を募集するため、「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」及び、「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」を別紙のとおり作成したので、内容についてこの会の意見を求めます。
令和3年6月15日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄
調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君

それでは、令和2年度農業委員会活動の点検・評価(案)及び令和3年度活動計画(案)について説明いたします。
お手元の議案書の中の令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)をご覧ください。
この点検・評価でございますが、令和2年度の実績でございます、Ⅰでは農業委員会の状況を記載しています。
1枚めくっていただきまして、Ⅱは担い手への農地の利用集積・集約化でございます。次のページのⅢ新たに農業経営を営もうとする者の参入促進ですが、令和2年度の参入はありませんでした。その次のページ、Ⅳ遊休農地に関する措置に関する評価ということで、令和2年度の農地パトロールによる実績を記載しています。次に、Ⅴの違反

転用への適正な対応ということございますが、令和２年度に５件４０．５４ａの違反転用がありました。この件については、この農業委員会総会でも追認転用許可ということで、ご承認いただいております。

その次のページⅥからⅧは、農業委員会事務局の事務手続きの実績でございます。

続いて令和３年度の目標及び達成に向けた活動計画（案）でございます。

Ⅰは農業委員会の今の状況です。

Ⅱ以降は、先程の評価と同じように、担い手への集積、新規参入、遊休農地の解消、違反転用への適正な対応ということで、目標と活動計画を記載しています。農地の利用集積、遊休農地、新規参入の目標数値については、農地利用最適化推進指針の目標に沿った数値で設定させていただきます。

なお、この点検評価及び活動計画については、本日この案をご承認していただきましたら、ホームページ及び本庁と出張所で地域の農業者等からの意見の募集を行うこととしております。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。

それでは、議案第５７号につきましてご審議をお願いいたします。何か質疑はございますでしょうか。

下土井委員。

（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

２番 下土井君

農業センサス数値ですいいね、速報値はまだなん。来年になるん。

局長 下前君

そうでございます。

議長 宮本君

よろしいですか。

他に質疑のある方はございますでしょうか。

なかなか農地の問題はいろいろありますが、農業委員として最大の務めをしていきたいと思っております。

それでは、質疑を終了して、議案第５７号について、原案のとおり可決・承認することについて、異議がない方は挙手をお願いいたします。

（全員異議なく挙手）

全員挙手と認めます。

よって、議案第５７号については、可決・承認と決します。

議長 宮本君

それでは、以上をもちまして総会は閉会といたします。

(閉会 午前9時41分)